○外務省告示第七十五号

平成二十一年十二月十六日にトビリシで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がグルジア政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年十二月三十日に効力を生じた。

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、グルジアの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とグルジア政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十七億二千二百万円（一七、七二二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、東西ハイウェイ整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、グルジア政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、グルジア政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、グルジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　グルジア政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　グルジア政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してグルジアにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためグルジアへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　グルジア政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してグルジアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してグルジアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してグルジアにおいて課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してグルジアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

8　グルジア政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びグルジアの一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　グルジア政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をグルジア政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のグルジア政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十六日にトビリシで

グルジア駐在

日本国特命全権大使　蒲原正義閣下

グルジア

外務大臣　グリゴル・ヴァシャッゼ

（グルジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をグルジア政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のグルジア政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十六日にトビリシで

グルジア

外務大臣　グリゴル・ヴァシャッゼ

グルジア駐在

日本国特命全権大使　蒲原正義閣下

○外務省告示第七十六号

イラン・イスラム共和国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」の加入書を平成二十一年十月三十日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年一月二十八日にイラン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十一年十一月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第七十七号

イラン・イスラム共和国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の加入書を平成二十一年十月三十日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年一月二十八日にイラン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十一年十一月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第七十八号

平成二十二年二月十一日にイスラマバードで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　渥美千尋在パキスタン大使

パキスタン側　ハリーム・ファザル・シブテン経済・統計省経済担当次官

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也